

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

病 院 局

目 次

ページ

- 病院局職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程の一部を改正する管理規程 一
- 病院局職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程 二
- 病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程 二
- 病院局処務規程の一部を改正する管理規程 二

病 院 局

○宮城県病院局管理規程第一号
病院局職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程の一部を改正する管理規程
病院局職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表病棟看護職員のうち、「四十時間」を、「三十八時間四十五分」に、「午後零時十五分から午後一時まで又は午後一時十五分から午後二時まで」を、「午前十一時三十分から午後二時までの間に一時間」に、「四十五分間」を、「一時間」に、「午前十一時十五分から午後零時まで又は午後零時十五分から午後一時まで」を、「午前十一時から午後一時までの間に一時間」に、「午後五時まで」を「午後六時十五分までの間に一時間」に改める。

別表第二号の表を次のように改める。

適用職員	勤務時間数	勤務時間		休憩時間	休憩時間	週休日
		区分	勤務時間			
医師及び 社会生活 支援部に 勤務する 職員	四週間を平均 し、一週間当 たり三十八時 間四十五分	日勤	午前八時三十分 から午後五時 十五分まで	二十分 から一時間 十五分まで	おおむね四時 間の勤務	四週 日を 通じ
病棟看護 職員	四週間を平均 し、一週間当 たり三十八時 間四十五分	日勤 準夜 深夜 早番 遅番A 遅番B	午前七時三十分 から午後四時 十五分まで 午後四時三十分 から翌日午 前一時十五分 まで 午前零時三十分 から午前九 時十五分まで 午前七時三十分 から午後四時 十五分まで 午後一時から 午後九時四十 五分まで 午後一時四十 分から午後十 時三十分まで	午前十一時か ら午後一時か らの間に一 時間 午後四時三十分 から午後六時 十五分まで 午後一時から 午後三十分ま での間に一 時間とし、 業務の時間 は、業務の 実情に 応じ院長が 定める。	おおむね四時 間の勤務 業務の 実情に 応じ院長 が定める 業務の 実情に 応じ院長 が定める 業務の 実情に 応じ院長 が定める	四週 日を 通じ

別表第三号の表病棟看護職員のうち、「四十時間」を、「三十八時間四十五分」に、「午後零時十五分から午後一時まで又は午後一時十五分から午後二時まで」を、「午前十一時三十分から午後二時までの間に一時間」に、「四十五分間」を、「一時間」に、「午前十一時十五分から午後零時まで」を、「午前十一時から午後一時までの間に一時間」に、「午後五時から午後五時四十五分まで」を、「午後四時三十分から午後六時三十分までの間に一時間」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第二号

病院局職員の仕事部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員の仕事部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程

病院局職員の仕事部分休業に関する規程（平成十七年宮城県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十時間」を「当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一」に、「三十分」を「五分」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第三号

病院局職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する管理規程

病院局職員の高齢者部分休業に関する規程（平成十七年宮城県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十時間」を「当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一」に、「三十分」を「五分」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第四号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表循環器・呼吸器病センターの項第六号中「及び看護部」を「並びに看護部」に改め、「担当する副部長」の下に「及び技術主幹（管理担当）」を加え、「教育担当副部長」を「教育担当副部長

等」に改め、同表精神医療センターの項第二号中「教育担当副部長」を「教育担当副部長等」に改め、同項第七号を第八号とし、同項第六号中「教育担当副部長」を「教育担当副部長等」に、「五」を「六」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 医療ソーシャルワーカー

第四条の表がんセンターの項第六号中「教育担当副部長」を「教育担当副部長等」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第五号

病院局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局処務規程の一部を改正する管理規程

病院局処務規程（平成十二年宮城県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二局長の項第二号八中「並びに週休日の振替」を「週休日の振替並びに休憩時間の変更の承認」に改め、同表次長の項第二号口中「並びに週休日の振替及び」を「週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに」に改め、同表各課長の項第一号へ中「並びに週休日の振替及び」を「週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに」に改め、同表病院長の項第一号八中「並びに週休日の振替及び」を「週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに」に改める。

別表第三がんセンターの病院の院長の項第十二号八中「並びに週休日の振替及び」を「週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに」に改める。

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

この管理規程は、平成二十二年四月一日から施行する。